

# 大阪総合会計ニュース

## 第10号

2022年5月1日

### 経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪府中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階  
TEL 06(6202)9251 news@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



## 北浜の歴史シリーズ 第10回 大阪城天守閣 (登録有形文化財)

現在の大阪城天守閣は昭和6年(1931年)、市民の募金により再建された3代目の城です。初代は豊臣秀吉により築城され、大坂夏の陣で焼失し、江戸時代に再建された2代目も落雷で焼失しました。事務所の近くにある高麗橋は、豊臣時代の外堀(大坂冬の陣で和睦の条件として埋め立てられました)である東横堀川に架けられた橋です。事務所から天守閣までの距離は1.8kmで、昭和40年ぐらいいまでは事務所からも天守閣が見えましたが、今はビル群の谷間で何も見えません。(写真・文/西岡 英利)

## インボイス制度は中止しかない

所長 竹内 克謹 よしなり

4月1日で消費税導入から33年が経ちました。消費税の導入にあたって、中小事業者の負担を軽減するという一方で、導入当初は免税点を3000万円とし、課税売上高がそれ以下の事業者には納税義務はありませんでした。簡易課税制度は課税売上高5億円以下の事業者に適用されました。さらに限界控除制度とあって、課税売上が3000万円から6000万円の事業者については納税額が緩やかなカーブを描くような仕組みも導入されました。33年経った現在、消費税導入に際して、あれほど中小事業者に配慮していた制度は縮小に次ぐ縮小により免税点は1000万円。簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は課税売上高5000万円以下と10分の1に。限界控除制度にいたっては廃止され跡形もなくなっています。

そのうえ、来年10月からはインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されようとしています。インボイス制度では適格請求書等発行事業者として登録された課税事業者が発行する「適格請求書等」の保存がなければ仕入税額控除(売上に係る消費税から仕入に係る消費税を差し引くこと)ができません。つまり、これまで仕入先が課税事業者、免税事業者を問わず仕入税額控除できていたものが、免税事業者からの仕入については仕入税額控除ができなくなり、その分消費税の納税額が増加する結果となります。一人親方を数多く抱える関与先の建築業者では、外注している一人親方がインボイス制度の導入された後も免税事業者であった場合、現行の納税額299万円が708万円に跳ね上がるという試算結果も出ています。これでは免税事業者と取引を続けるわけにはいかないと考えるのもうなずけます。インボイス制度によって免税事業者が取引から排除されるとは、このことを指して言われているのです。取引を継続するためには免税事業者は泣く泣く課税事業者となって消費税を納めるほかありません。

中小事業者の事務負担に配慮し、実務を簡素化するという趣旨で導入された免税制度は残しながらも、実態は免税事業者の存在を否定するようなインボイス制度は断固反対するものです。法律を変えるには国会で廃止法案を通すしかありません。参議院選挙が2か月後に迫っています。

# 2022年度 税制改正特集



2022年度予算は3月22日に国会で成立しました。新型コロナウイルス感染症拡大への対策は不十分、社会保障、暮らしの予算は削減という相変わらずの国民に冷たい予算です。税制面でも、基本は大企業優遇で、消費税の5%への減税についてもべもない対応でした。今回は、改正の実務的内容について、事務所の若手社員がそれぞれ解説します。

## 01

### 個人所得税 — 松本 倫幸

まずは、令和4年に施行される税制改正のうち、個人所得税に関係するものを紹介していきます。

#### ① 住宅ローン控除の見直し

ニュース等でも話題になっていた、いわゆる住宅ローン控除ですが、内容に修正を加えたうえで令和7年12月31日まで期限が延長されました。改正内容の抜粋は表1のとおりになります。

具体例を挙げると、令和4年に認定住宅等でない新築住宅を購入し、その年のうちに入居したとします。所得も2千万円以下であるとすると、今までは最大4千万円に控除率1.0%を掛けた40万円が減税されていたところ、改正後は最大3千万円に控除率0.7%を掛けた21万円が減税されることとなります。改正前と比べ、実には年最大19万円の税負担増となります。

また、令和6年以降に入居する場合は、最大2千万円に控除率0.7%を掛けた14万円が減税されることになるため、改正前と比べると最大26万円の税負担増となります。

#### ② 勤続年数5年以下の従業員に対する退職所得の課税見直し

今まで役員については、役員としての勤続年数が5年以下の場合に、退職所得控除後の金額を2分の1にできないことになっていましたが、令和4年以降については、従業員についても似たような制限を受

表1 住宅ローン控除改正内容 (抜粋)

	改正前	改正後		
		令和4・5年入居	令和6・7年入居	
借入限度額	認定住宅等	5,000万円	5,000万円	4,500万円
	新築 新規住宅の買取 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,500万円	3,500万円
既存住宅(増改築を含む)	4,000万円		3,000万円	
その他の住宅	控除率	3,000万円		
		3,000万円	2,000万円	
控除期間	認定住宅等	13年		
	その他の住宅	13年	10年	
要件	所得要件	2,000万円以下		
	床面積	50m <sup>2</sup> 以上	50m <sup>2</sup> 以上	
要件	所得1,000万円以上	50m <sup>2</sup> 以上		
	所得1,000万円以下	40m <sup>2</sup> 以上(令和5年以前建築確認の新築のみ)		

けることとなりました。内容としては、退職所得控除後の金額のうち、300万円までは2分の1にすることができ、300万円を超える部分については2分の1にできないという形になりました。もし勤続年数5年以下の退職者に数百万円規模の退職金を支払う場合には注意してください。

#### ③ 雑所得の業務にあたる収入に関する法改正

副業や講演、執筆活動のうち雑所得と

している分については、令和4年分の確定申告より、前々年分(令和4年分)に関しては令和2年分の収入に応じて以下のとおり施行されます。

- ① 前々年の収入が300万円以下の場合  
実際に執筆や講演をした年ではなく、収入の年金の年の所得とすることができるようになります。
- ② 前々年の収入が300万円を超える場合  
業務に関する請求書、領収書等を業務所得等と同じく作成・保存することが義務付けられます。
- ③ 前々年の収入が1千万円を超える場合  
事業所得等と同じく、収支内訳書を確定申告の際に添付することになります。

#### ④ その他

- ここからはその他の改正のうち、令和4年に施行されるものを挙げていきます。
- ① 認定住宅新築等特別税額控除の期間延長及び一部対象住宅の追加
- ② 既存住宅の改修に係る期間延長及び一部控除額の上乗せ措置等の追加
- ③ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の期間延長
- ④ エンジェル税制の延長及び見直し
- ⑤ 社会保険料控除等に係る年末調整や確定申告の電子化

以上が令和4年分の個人所得税に関係する改正項目となります。

## 02

### 法人税の改正 — 山本 賢志朗

もしご不明な点等ありましたら、会計事務所等にお問い合わせください。

税金の制度の改正(税制改正)は毎年3月に国会で承認され、一部を除き4月1日に施行されます。ここでは法人税の改正のうち、事業者に関係の深いものに絞ってご紹介したいと思います。

- ① 大企業向け賃上げ税制
- ② 中小企業向け賃上げ税制
- ③ 少額の減価償却資産の損金算入制度
- ④ グループ通算制度

#### ① 大企業向け賃上げ税制

制度の概要  
アフターコロナを見据え、積極的な賃上げ策として、また株主等利害関係者等への還元を後押しするため、賃上げを行った企

#### ② 中小企業向け賃上げ税制

制度の概要  
アフターコロナを見据え、生産性の向上や経営基盤の強化を支援するために設けられた制度です。従業員等に支払う給与の支給額が前年に比べ1.5%増加した場合に、最大でその支給額の40%の法人税を控除してくれる制度です。この制度は以前から適用可能でしたが、さらなる拡充を目的として一部法律が改正されました。

適用対象法人  
青色申告書を提出する中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人等)

改正の内容  
改正前の制度では、基本は15%の控除で、一定の要件を満たすと10%上乗せで

改正前(令和3年度改正)		改正後(令和4年度改正)	
令和3年4月1日~令和4年3月31日に開始した事業年度		令和4年4月1日~令和6年3月31日に開始した事業年度	
賃金に関する要件	国内新規雇用者に対して給与等を支給すること 新規雇用者給与等支給額≥ 新規雇用者比較給与等支給額×102%	雇用者給与等支給額≥ 比較雇用者給与等支給額 継続雇用者給与等支給額≥ 継続雇用者比較給与等支給額×103%	
設備投資に関する要件	-	-	
大規模企業※への追加要件 ※資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数1,000人以上	-	給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用しての方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用	
税額控除額の計算式	控除対象新規雇用者給与等支給額×控除率		(雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 控除率
	控除率	基本	15%
		上乗せ	(15%) 【上乗せ要件】 教育訓練費の額≥ 比較教育訓練費の額×120% ※明細の確定申告書への添付が必要
控除限度額	控除税額は法人税額の20%を限度とする		

表2 大企業向け賃上げ税制の改正

き、最大25%の控除が可能でした。  
しかし今回の改正により、表3のとおり基本控除は変わらないものの、各要件を満たすことでそれぞれ15%と10%の計25%の上乗せ控除が可能であり、合計で最大40%の控除が受けられることとなりました。

		改正前	改正後
表3	基本	15%	
	控除率	15%	なし
		10%	次の①と②の要件を満たす場合 ①雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上増加 ②下記のいずれかを満たす場合 (イ)教育訓練費の額が前年比10%以上増加 (ロ)中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明
上乗せ	給与の総支給額が前年比2.5%以上増加 教育訓練費の額が前年比10%以上増加		

以上2つの賃上げ税制について説明いたしました。中小企業者等に該当する場合は控除率の大きい中小企業者向けの賃上げ税制の適用になるかと思えます。また、法人税の20%を超える税額控除は受けられませんので、その点は注意が必要です。

### 3 少額の減価償却資産の損金算入制度

#### ○制度の概要

事業の用に供した減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについては、取得価額の全額を一括で損金算入費用とする制度で、従来の減価償却に比べ、節税効果の高い制度です(年300万円が限度)。

#### ○適用対象法人

青色申告書を提出する中小企業者等(常時使用する従業員数が500人以下の法人に限る)

#### ○改正の内容

これまででは取得価額が30万円未満のもの

であれば、事業供用した事業年度にすべて一括で損金算入が可能でした。しかし、今回の改正により、貸付事業用の資産については当該制度の適用対象資産から除外されることとなりました。近年増加傾向にあった建設用の足場、ドローン、LED照明等のレンタルによる節税スキームへの対応措置として設けられたものだと考えられます。

### 4 グループ通算制度

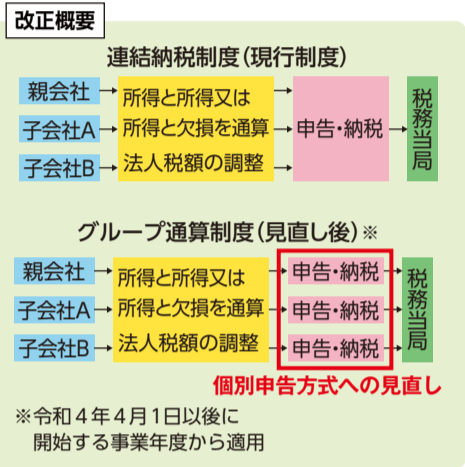
従来の連結納税制度が改正され、令和4年からグループ通算制度がスタートします。まずは制度の概要について触れていきたいと思えます。

#### ○制度の概要

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度です。あわせて、後発的に修正事由が生じた場合には、原則として他の法人の税額計算に反映させない(遮断する)仕組みとされています。

#### ○連結納税との比較

連結納税制度は一体申告方式となっており親法人が申告を行うこととされています。また、修正や更正が生じた場合は企業グループに属するすべての法人の申告書、税額に影響が生じていました。しかし、令和4年4月から適用されるグループ通算制度では、各法人で個別申告となるため連結決算業務にかかる負担も軽減され、また、修正や更正が生じた場合も他の



↑ 出典：令和2年度(2020年度) 経済産業関係税制改正(157) (経済産業省)

(https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\_hy2020/pdf/zaiseikaisei.pdf) を参考に作成

## 03

### 資産税の改正 一門脇知慶

法人の所得の金額等に影響が及ばないようになりまし。

#### ○その他の改正

- ① 投資簿価修正制度の見直し
- ② 離脱時の時価評価制度の見直し
- ③ 通算税効果額の範囲の見直し
- ④ 支配関係5年継続要件の見直し
- ⑤ 欠損金の損金算入の特例計算 等

以上が法人税の主な改正論点です。特に注目すべきは賃上げ税制です。アフターコロナに対応するためにも雇用促進とあわせてうまく活用したい税制だと思います。

### 1 住宅取得等資金に係る贈与の非課税措置の延長及び見直し

令和4年度税制改正にて、期限の延長と非課税限度額その他細かい要件の改正が入りましたので、1つずつ解説していきます。

#### ① 期限の延長

改正前までは令和3年12月31日まででしたが、改正後は令和5年12月31日まで延長されます。

#### ② 非課税限度額の見直し

改正前は契約の締結時期により非課税限度額が変わりましたが、改正後は契約の締結時期に関係なく、資金の贈与日で判定します。良質住宅の取得に係る贈与であれば1000万円までが非課税、一般の住宅に係るものであれば500万円までが非課税に改正されました。

#### ③ 適用対象となる住宅要件の改正

改正前は中古住宅の取得に係る贈与には、築年数と耐震基準の要件がありました。改正後は築年数要件が廃止され、登記簿上の建築日付が昭和57年以降の住宅又は新耐震基準に適合している住宅が適用

対象となります。

#### ④ 年数要件の引き下げ

改正前は、受贈者は贈与年の1月1日の時点で20歳以上であることが適用要件でしたが、改正後は18歳以上までに引き下げられました。

- ① から③までの改正内容は令和4年1月1日以後の贈与から適用されますが、年齢要件の引き下げのみは令和4年4月1日以後の贈与からの適用となります。

#### ⑤ 改正の背景

改正前の非課税限度額は良質住宅が1500万円、一般住宅が1000万円です。今回の改正により500万円ずつ限度額が減少することとなりました。

この限度額引き下げの背景は、住宅取得等資金の受贈者の収入分布図を見ると見えてきます。一番多くの割合を占めるのが世帯収入1000万円以上の33.1%であり、一番少ない割合を占めるのが世帯収入400万円未満の2.8%となります。

このように、本来贈与を必要とすべき低所得層にはほとんど贈与はなく、既に十分な収入がある高所得層が3割超を占めていることから、さらに所得格差が広がることになってしまいます。しかし、住宅政策は景気対策のためには欠かせないことから、限度額を見直したうえで、適用期間を2年延長したと考えられます。

#### ② 特例承継計画の確認申請の期限の延長

まず、特例承継計画とは事業承継税制の特例を受けるための要件の1つになります。この事業承継税制の特例が適用されれば、将来の相続に備えて会社を後継者に引き継がせ、会社の引き継ぎに係る相続税及び贈与税は実質0円になります。

今回の改正では、この特例承継計画の申請期限が、令和5年3月31日までから令和6年3月31日までと1年間延長されました。

### 3 贈与税制の今後の改正可能性

税制改正大綱では、贈与税について、この数年、問題としている課題が主に5点あります。

① 早いタイミングで若年世代に財産を移転する課題がある。

② 資産の再分配機能を果たすために、所得格差の固定化の防止が必要である。

③ 財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担回避を抑制すべきである。

④ 資産移転時期の選択に中立的な税制の構築が必要である。

⑤ 贈与税の非課税措置は経済対策として講じているため適宜見直す必要がある。

以上を踏まえて、今後、贈与税制が改正されるとするならば、左記の可能性がありま。しかし、相続税・贈与税の制度そのものの見直しとなれば急な結論はさけて、十分な議論と検討のもとで、進められるべきです。

### 4 暦年贈与税制を廃止して相続時精算課税贈与に二本化

現在の日本の贈与税制では、親族間に限らず、たとえば他人間の贈与でも贈与税を課す仕組みとなっています。暦年贈与制度は、基礎控除を設定し、少額不追及を含めて、単発贈与にも対応できる制度ですが、相続時精算課税のような贈与・相続一体化の制度でカバーできる仕組みを作るのは、新たな特段の制度設計が必要になると考えられます。

### 5 生前贈与加算制度を現行の3年から改正民法にあわせて10年に延長

連年贈与規制には有効と考えられますが、納税者だけでなく課税当局の事務負担が増大することは確実です。

### 6 暦年贈与制度のもとで連年贈与のみを規制

過去にあった連年贈与の合算課税制度のように、合算して累進税率を適用するような制度も考えられますが、これも国税当局の事務負担増大は必然になります。

以上が今後改正の可能性のある内容ですが、どれも今までの制度を根底から変える内容になりますので、実際に改正される可能性は低いと考えられます。

## 04

## 消費税の改正 ― 門脇 知慶

① インボイス制度  
登録手続きの見直し

今回消費税で、登録手続きについて見直しがありました。インボイス制度導入以後6年間は、免税事業者が登録を受ける場合に、課税期間の途中から登録をすることが可能となりました。

ここで、改正後の実務上のポイントを説明しておきます。インボイス制度導入以後6年間（令和11年9月30日の属する課税期間までは、免税事業者は、課税事業者選択届出書の提出がなくとも、インボイスの登録申請書を提出すれば、課税期間の途中からインボイスの発行をすることが可能となります。

なお、その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合には、登録日の属する課税期間の翌課税期間以後については、インボイスの登録を取り消して納税義務者の判定の規定により免税事業者に戻することも可能です。

ただし、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間から令和11年9月30日の属する課税期間中である場合には、インボイスの登録を取り消してインボイスの発行事業者でなくなったとしても、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は課税事業者となり、免税事業者に戻ることはできませんのでご留意ください。

## 05

## その他の改正 ― 西岡 英利

① 贈与税の暦年課税制度の  
改正、廃止はどうなるか

この問題は、03の「資産税の改正」で説明しているように、税制改正大綱では、今後検討するということが書かれています。



しかし一方で、自民党税制調査会会長の宮沢洋一氏は「月刊税理」2022年3月号のインタビューに答えて、「暦年課税については、何の議論もしてないわけですから、すぐさま廃止や縮減となることはないと考えています。私自身の個人的見解としては、110万円の非課税限度額に手を付けるということは、納税者に大きな影響を与えるわりには、全体の税収を押し上げるとは思えません。この点で、そこに踏み込むことは難しいのではないかと考えています」と言っています。

この制度の恩恵を受けている国民は、自民党の支持基盤で、富裕層であること、参議院選を7月に控えていること、宮沢氏が伝統的な保守である宏池会の流れをくむ岸田派であることを考えれば、現政権が大きく変わらない限りは、ないと考えます。

② 電子帳簿等保存制度の実施の  
2年猶予に関して

本来は、今年1月1日から、電子データで受け取った請求書や領収書を電子保存することが義務付けられる制度が始まる予定でした。大企業であっても準備が間に合わず、中小零細企業では知らない会社も数多くあるという状況で、2年延期となりました。政府は、このデジタル化と、マイナンバーカードの利用を国民生活に根付かせようと、血眼になっています。現実の国民生活では、パソコンが使えない人もたくさんいますし、手書きの書類も当たり前のように行き交っています。ただ、2年経てば強制的に実施し、罰則を付けてくる可能性もありますので、今から準備しておく必要があります。

## 国税通則法軽視の税務調査 ― 守られない納税者の権利 ―

税理士 竹内 克謹  
よしなり

昨年7月から大阪総合会計事務所を受けた税務調査は、法人2件、個人4件の計6件でした。前年が1件のみでしたので、新型コロナウイルス禍による度重なる緊急事態宣言とそれに続くまん延防止等重点措置の発令によって、納税者と長時間接触する税務調査は感染リスクが高く、調査件数が激減していたと思われま。

緊急事態宣言が解除された途端に  
税務署からの電話

緊急事態宣言の解除を待ってました、とばかりに10月の第1週目に、相次いで税務署から調査依頼の電話が事務所へ鳴り渡りました。6件のうち5件はいずれも、調査日数が1日のみで、限られた時間で効率的な調査を行うことを目的としていたのか、いずれも複数の調査官での臨場でした。

個人については、事業所得、不動産所得、譲渡所得についての調査でした。事業所得については開業医が納税者のケースで、必要経費に算入された支払い家賃について、経費性があるのかどうかが争点になった事案でした。名目としては事務所やカルテ庫として使用していると主張しても、使用頻度等実態に即した経費処理が必要です。

不動産所得については、海外に所有する賃貸不動産の取得価格計算の適否と、外国の金融機関の口座で取引されている有価証券の売買や配当についての調査でした。調査の結果、申告は認められましたが、この納税者が調査対象に選定された理由は、2018年から開始されたCRS（共通報告基準）により、外国の税務当局から自動的情報交換で提供された納税者の口座情報によるものでした。

この制度で報告の対象となる口座は、預金口座、貯蓄性の保険契約、年金保険契約、有価証券の保管口座とされており、報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名、住所、口座残高、利子・配当等の年間受取総額とされています。この制度の整備により、日本と租税条約を締結している各国の税務当局は、自国に所在する金融機関や保険会社から納税者が保有する金融口座情報の報告を受け、日本の税務当局に情報を提供することになっています。海外の金融機関に口座を保有している

納税者は、確定申告の際には受け取った配当金等の申告漏れがないよう注意が必要です。

法人の調査では、短時間のうちに申告の誤りを発見しようとすれば、期末の売上、仕入、棚卸しが調査の重点項目になります。調査対象の業種は卸売業でした。

近年、どの業種でもインターネットでの販売が多くなっています。決算日以降に販売された商品について仕入の一部が、請求書では決算日以前の仕入となっており、在庫の計上漏れが指摘されたケースでした。金額的には26万円の棚卸しの漏れで税額は4万円。調査後の交渉では「修正申告していただけないのであれば更正します」との回答があり、更正のための反面調査までする始末。定年退職後に再任用された調査官でしたが、再任用の期間を延長するには実績が必要なのか、同行していた事務官の手前、引込みがつかなかったのかわかりませんが、従来の感覚では税金の追徴はなく指導事項で終わるケース。統括官の態度も、いったん調査に着手したら何が何でも課税するといった姿勢で、税務署内部も相当成績主義がはびこっているのではないかと推察された事案でした。

## ■ いまだ事前通知は徹底されず

国税通則法が改正されて10年。税務調査の開始にあたって税務署長が納税者に通知すべき11項目について、通知しない税務署員がいます。ある法人の調査では、3項目について電話で言わず、調査当日、そのことを指摘すると「言っていないんですけど」と回答。そのまま違法な調査を認めるわけにいかず、調査は中止。この10年間、同じようなことが繰り返されています。この調査官の上司は「チェックリストに基づいて通知しているのに通知しなかったことはその職員のミス」との一点張り。「再度、事前通知を行ったうえで調査をさせてもらえないか」と何度も連絡がありました。当事務所では、事前通知事項が欠落した原因と今後の対策を文書で、事前通知を行うことになっている税務署長名で提出するよう求めています。国税通則法改正時、法律案では文書による通知を定めようとしたのですが、それに真向から反対したのが国税庁。税務当局の納税者軽視の思想が、まだまだはびこっているのを感じさせる調査でした。